

# 人口問題に於ける人権の局面と国際法の対応

大西 公照

- 一 はしがき
- 二 人権の位置づけ
  - (一) 自然法について
  - (二) 慣習国際法
  - (三) 法の一般原則
- 三 人口問題に於ける人権の局面
- 四 人口問題と国際法の対応
  - (一) 人権及び人口憲章
  - (二) 法律と人口プロジェクト
  - (三) 一九八四メキシコ・世界人口行動計画実施勧告と今後のあり方
- 五 むすび

## 一 はしがき

一九八八年秋、横田喜三郎先生を大東文化学園にお迎えして「世界人類が生き残れる為<sup>(1)</sup>に」との特別講義をお願いした。内容は地球人類が生き残れる為にはこの爆発的な勢いで激増する人口増を何とかしないと細かな例をあげて説明され、それは究極的に国連による対応にまつ以外にないと結論、学生に深い感銘を与えられた。

地球の人口が百億も百二十億にもなつては、**国際連合憲章**にうたう「世界の平和や安全」も「世界人権宣言」の核となる個人の権利も一挙にその土台をなくしてしまうことは眼にみえている。

今日の世界は、国家とイデオロギー間の不一致に根ざす激烈極まる衝突に直面していることも事実であるが、むしろそれらよりも、人類が平和と繁栄 (prosperity)、威厳 (国家の基本権の一つを構成する dignity) の維持に必要とされる天然資源 (natural resources) の生産がそれらの人口増に伴わなくなつて来た時に、人種の成長のペース間に惹起して来る衝突の方がより大変なものであり、摩擦の起きる蓋然率もたかいた言うことになる。

国連憲章の主目的である「世界の平和及び安全を維持すること (to maintain international peace and security) (憲章一条 目的1)」といくら言ってみても、その前提として、米・ソの協調なしには成立し得ず、米・ソ Big Two 対決が、ソ連、ゴルバチョフの出現により、いくらか緩和されたといつても、所詮それは経済的圧迫より来る軍事上のことであり、経済そのものに迄及ぶものとは到底考えられず、むしろ国際法上の南北理論より結果する国連憲章十一章七三条の「非自治地域に関する宣言」に示す、文明の神聖なる義務としての北 (先進国) による南 (低開発国) への援助と、権利としての南の北への援助の要請の精神が Jus Cogens の一要素として、その姿をあらわにして来ている現在でも、主として北の国家間やイデオロギー間の対立などは、北よりする南への経済的要請により結果する天然資源の確保の状態や人口問題での対立に、遅かれ、

早かれ巻き込まれてゆき、遂には根こそぎに掻き回されるに至るであろうことは必至の勢いといえよう。ところが不思議なことに、人口増加に結びつく諸問題が法関連事項としての正当な主対象とすべく考えられて来たのは、ここ二〇年来である。とりわけおおよそ世界人口の主対象としての**基本的人権**に関する考え方や明確な家族計画のそれ等は比較的最近に惹起して来たもの<sup>(2)</sup>。また人口の増加をコントロールしようとするあらゆる試みも、ゆきつくところ人権の一定の局面に触れるのは、自明の理であり、その点に関しては全く争いのないところ。然もその主対象となる事物は、まだなにひとつ比較衡量的には追及しきれていないのである<sup>(3)</sup>。それ等未だにこの問題を研究し解決していかない国家ですら、理解を増進させる貢献度の内抱性としては、人口問題を取り上げるのは、勿論その方向に進めるべきだとはしても、現代で内外の注目を集めるメリットとしては人権に関する法律上の争点<sup>(4)</sup>を取り扱うことが眼にみえてより高いメリットがあるということになる。然もこの分野におけるリサーチは、ごく最近始まったばかりであるので、この研究も当然にそれら追及の一つのパターンを提供するにとどめざるをえないのである。それには従来の国際法が、グロチウスより始まり、国家間の関係追及をベースとし、**国家の基本権**の画定に相当度のエネルギーを消費して来ている手まえ、いくら二一世紀がボーダレスの**多国籍企業の時代**の襲来だと言ってみても、とにかく基本的人権の追及は、最近の**人権規約A・B**にもみられるように、すべてが人権を離れては存在し得ずとの方向で一致しているのであり、**南北問題**や、**民族を超えた男女同権**の極端な滲透は必然に、直接的にも、間接的にも世界人口の極端な増加をもたらすという現実と、どう対比させてゆくのかの壁にぶつかるのは致し方のないところ。南北問題や人権の拡張を進めてゆくと、必ず人口の激増問題とconflictしてしまう。それにはダーウィンの淘汰説も必要であろうし、ラッチェルの人文地理学、数多の人口学者、歴史学者、更には宗教家に至る迄にもその手を拵げねばなるまい。

ここでは、それらの点を勘案し、二章 人権概念の位置づけとrelevance論。三章 人権と人口のコントロール間の拘わ

り合い。四章に当然のこととして提言を掲げてみた。尚この小論には、先年、筆者の Alma Mater. U. V. A. びその職を同じくした Luke T. Lee 君との協同討論に負うことが多かったことを付記する。

(1) 大西公照 現代の国際法(有信堂) 参照

(2) Policy Implications and the Role of Law, The World population Crisis, published by the John Basset Moore Society of International Law in the U. V. A.

(3) 一九六八年、国連は初めて家族計画論を、国際協力委員会で取り上げたが結論に迄至らなかった。経社理は一九六〇年(U. N. Doc E/4493)。

Partan. The Legal Capacity of the United Nations System in the Field of Population (1972).

## 二 人権の位置づけ

人権の現代の位置づけは、伝統的に、人権が、国際法上の条約の中に組み入れられ、その中で与えられる重要性と大きく関連して来ている。こうして、人権が国家に対し法律的な拘束力をもつものなのか、あるいは道德的のみのそれをもつかどうかの追及の答えは、何時も、決まって国際法上における条約法の下での種々の必備条件を備えているか、いないかの問題に帰着して来た。人権なるものが、屢々、宣言<sup>(1)</sup>(declarations)、布告<sup>(2)</sup>(proclamations)や未批准の条約<sup>(3)</sup>(covenants)としての文書として取り扱われて来ており、人権は道德的な拘束力を持つが、法律上のそれは持たないものと考えられて来た。批准された条約<sup>(4)</sup>のみ、法的拘束力が与えられ、その拘束力は、その署名されて来た条約を行政府の手で批准して来たところの主権国家に対してのみ及ぶものとされた。人権に対するこの方向でのアプローチは、多くの学者によって記述されて来ている<sup>(5)</sup>。例えば Waldock は人権について「彼等の国籍が何んであろうと、あらゆる人種に平等に付着しているところ

の諸権利<sup>6)</sup>と定義し、伝統的な解釈にたつ批准された条約のみの存在を無視し、国家の上に事実上の法律的拘束力を持つものと迄考えていたようである。同様に人権の適用の法的有効性は、国家により署名され、批准された単なる紙の切れっ端しにのみ根拠を置くことは出来得ないということである。

人権条約の形式的、手続き的局面を強調するの余り、その伝統的立場での追及が人権を規定する文書と実質的人権そのものとを混同しているように見えるフシがあるのもまた事実。また人権の拘束力の解析は、むしろ非条約法的ソースからアプローチされるべきもの。即ち自然法、慣習法、文明国によって認められた法の一般原則 (the general principles of law recognized by civilized nations) によってである。これら法源の一つ一つが、人権の発達に貢献して来ているのである。とりわけ、それらの中で、慣習法の成立が二〇世紀後半の発達の過程の中で、大きな地歩を占めて来ている点を忘れるべきではないであらう。

(1) 一九六七年国連総会によって採択された人権の「宣言」に関するリストは Documents A/CONF. 32/6, at 114 (1967) である。

Universal Declaration of Human Rights (1948); Declaration of the Rights of the Child (1959); Declaration on the Granting of independence to Colonial Countries and Peoples (1960); Declaration on the Elimination of All Forms of Discrimination (1963); Declaration on the Promotion Among Youth of the Ideals of Peace, Mutual Respect and Understanding Between Peoples (1965); Declaration on the Elimination of Discrimination Against Women (1967).

(2) Teheran Proclamation on Human Rights, U. N. Doc. A/CONF. 32/41 (1968).

(3) Covenants on Economic, Social and Cultural Rights and on Civil and Political Rights G. A. Res. 220, 21 U. N. GAOR Supp. 16, at 49-58, U. N. Doc. A/6316 (1966).

(4) International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, G. A. Res. 2106, 20 U. N. GAOR Supp. 14, at 47, U. N. Doc. A/6181 (1965); International Covenant on Economic, social, and Cultural Rights, U. N. Doc. A/6316 (1966); Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, G. A. Res. 260 A, U. N. Doc.

A/810, at 174 (1948); Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade and Institutions and practices Similar to Slavery, 7 Sept. 1956, 266 U. N. T. S. 3 (1957).

(5) KEISEN, H., PRINCIPLES OF INTERNATIONAL LAW 144, 145 (1952); LAUTERPACHT, H., INTERNATIONAL LAW AND HUMAN RIGHTS 397-417 (1950); Schwelb, *The Influence of Universal Declaration of Human Rights on International and National Law*, A. M. SOC'Y INT'L L. PROCEEDINGS 217 (1959); DROST, P. HUMAN RIGHTS AS LEGAL RIGHTS 32 (1951).

(6) Waldock, H., *Human Rights in Contemporary International Law and the Significance of the European Convention*, 11 INT'L & COMP. L. Q. 3 (SUPP-1965) (the paper was delivered at The European Convention on Human Rights).

### (一) 自然法について

個有の、奪うべからざる権利 (inherent rights) や基本的自由 (fundamental freedom) 自然法上の正義 (natural justice) がどうであれ、人権とは自然法と同義語である。また自然法の存在全部を否定しようとする極端な実証主義者を除いて、後者は、国連憲章<sup>(2)</sup>や国家憲法<sup>(3)</sup>のような基本的文書の中の表現に発見出来る国内立法や国際条約の両方にも包含されると思惟されるものである。然もこれらの実証主義者ですら人権—自然法までもがある程度これらの基本法の中に組み込まれており、それは既に条約と無関係に、または条約の存在するのを無視して国家の上に拘束力を持って来ているということである。

(1) Kelsen, H., *The Pure Theory of Law*, 51 Law Quarterly Review 517 (1935).

Lauterpacht, H., *Modern Theories of Law* 105-38 (1938).

(2) 国連憲章は fundamental freedom と inherent rights の用語の使用に加え人権について七ヶ所引用している。(憲章五一条、一〇三条)

(3) 米連邦憲法修正条項一—Xで法の正当な手続を (Due process clauses) に触れており、一七七六年の独立宣言でも次のよう

に述べている。

[W]e hold these truths to be self-evident — that all men are created equal ; that they are endowed by their Creator with certain inalienable rights; that among these are life, liberty and the pursuit of happiness....

## (二) 慣習国際法

国際法の慣習ルールを国際条約法に組み入れ成文化しようとする最近の方向は、人権を最近、条約フォームに成文化しようとする試みの中にも反映されている。然し乍ら、それにしても、拘束力のある条約の欠陥という問題もあり、また国際慣習が、国際司法裁判所規定三八条、「裁判の基準」で、国際法の第二の法源として存在していることも忘れるべきではない。かくして、国際慣習に立脚するこれらの人権条項が、それら条約を批准したり、あるいは批准されるところまでは漕ぎつけられない状態下にあっても、依然として国家に対しては拘束力を持っているということになる。

慣習に立脚した人権の重要性は、人権の分野に於ける国際連合の行動的関与の増大の過程の中で、その割合を急速に増やしつつあるものと考えられる。国連が、人権に関する事項を討議し、勧告文を作成する明瞭な権力を所持している点については憲章一〇、一三、五五、六二条に明確に規定されている。一方また、国連総会独自の決議が法的に国連加盟国に対し拘束する効果を持っている点についての反対論争は今に至るまで無いし、国連でたびたび繰り返された、また加盟国の全員に近い決議や宣言が慣習発生のプロセスを加速させることを通じ、これらに一つの効果を成就させることが出来るかもしれないのである。その点について、田中耕太郎先生はこれらのプロセスの仕事について次のようにうまく説明されている。

「伝統的国際法によれば、法として認められた一般慣行 (General Practice、ウィーン条約法条約三八条b) とは法のルールの

一定の内容についての合意を構成する各個の政府の行為の繰り返しの結果である。かかる行為の繰り返しは悠久の時限を超えて拡張された歴史的プロセスである。……例えば彼等の機関 (agencies) や関連制度 (affiliated Institution) を持つ**国際連盟**や**国際連合**の出現は議会制外交 (parliamentary diplomacy) の手段による**国際外交官直接交渉** (international negotiation) と言う伝統的各個別のやり方の重要な部分に取ってかわり、……慣習国際法の世代のモードにも影響を与え、且つ拘束される。一個の国家が、直接に外交上関係するそれら少数国家に対してのみその意見をプロナウンスする代わりとして、**国際連盟**や**国際連合**という媒体を通じ、それら**国際組織**のあらゆる加盟国へその地位を宣言し、且つ同じ事象に対する彼等**関係国**の反応を直接に知り得る機会を持つことになる。以前には、法として認められた一般慣行、繰り返し (判例、慣習等の)、いわゆる *opinion juris sive necessitatis* が幾世紀にも互り、非常な緩急のプロセスを経て、相互に組み込まれた慣習法の混合物の成分となったのである。コミュニケーションやインフォメーション技術の極度に発展を遂げた現代では、**国際機構**という媒体を通しての慣習の形成が非常に容易となり、加速された。即ちかかる慣習の確立は一世紀、いや、それを出でずして獲得でき得るようになった。これは法のトランスフォーメーションの好例の一つであり、不可避的に、社会の下層に於ける変化によりもたらされたものである。

国連総会での決議の勧告的意見を出せるとする権利が法律的拘束力のある法的性格にトランスフォームされた時の問題は、いろいろ考えられるとしてもまずはその決議の内容にもかかわって来るが、かなりの程度まで各国の大衆の同意が、その決議を弁護するだろうし、国連の内外でも、繰り返し保証し、裏書きを与えてゆくであろう。一度、それが完成されると、その変態物 (内外で認められた**国連決議**) に、**国連加盟国**の慣習法上の遵守義務を伴う新しい**国連総会決議**としての権力を授けることになるであろうし、それはあたかも例えば批准された条約に組み込まれたものと同じような拘束力的なものになることは間違いない」。



この点について国際連合法務局のコンスタンチン・A・スタヴロポロス氏は適切にも、次のように述べている。<sup>(6)</sup>

国連総会の決議の効力は、ケース、ケースで変更できるし、国家間ですらそうし得る性格のものであるが、然し現在でも不法な意見を吐く保守主義者は、国連総会の決議に拘束力は存在しないと云っているようであるし、事実、国際法は現在学問として体系化され、一つの国際紛争解決の主たる手段とひとつになっているのだし、とりわけこれらの場合には……一九四八年一月一〇日署名の世界人権宣言（についても）、その宣言（決議）は国連全加盟国の心からなる援助を、その採決時、更にそれに続く時にも享有出来ることになっている。<sup>(7)</sup>

国際総会の決議の比較衡量的効果性や、人権としての家族計画を具体化するウケ皿としての条約なるものをめぐる宣言の効果についてはおおよそ次のようにまとめられると思う。

政府の側については、拘束力を持つ遵守義務範囲を定めて家族計画を喜んで受け入れると言うことで、その遵守義務は条約草案の細かな動向……を通した国連総会の宣言の慎重な発展より生まれる慣習法を通じ効果としては平等な存在となることの出来る見解の定義に立脚したものでなければならぬ。国連の取り扱いと、国連総会の宣言とは条約の批准を通して承認される為、間接的に過ぎ、フォーマルな効果の点で直接性（即効性）の欠如を来たしているのであるが、然し条約は、国内法に於いて、条約自身で発効するという法的位置づけにあるものではなく、条約当事国の国内法に於ける権利の施行は、その権利が条約の骨組みになっているか、国連総会の宣言であるかとは関係なしに、政府による確認行為に立脚してなされている点を考慮しなければならない。

政府についても、家族計画の権利を見通した国際法上の遵守義務を承認することを、極端に渋っているようであり、

国連総会の宣言によってリードされる国連のプロセスも、条約終結のプロセス以上に政府の見解の形成でより重大なインパクトを持つ約束ごとをとらせることにのみ固執している。例えば一つの政府で人権についての法律上の争点の意見が二分されているところでは、総会の宣言が、既存の慣習法上の義務の受容に関し承認されないようであるのに反し、それが政府の中の人権の支持者の手の中で強化出来得るようであるのに、その条約草案が、受容されるか、放置されるかして、新しい義務の成立が出来得ない場合が存在している。勿論宣言の拘束力は、国連内でもその条約草案に与えられるケアや注意によって制限されるであろうし、事実ある程度、政府も、義務的と見られ、また彼等自身もそう考える人権宣言の骨組みを喜んで受容しようとするだろう。

最後に、人権の分野における国連の経験は政府というシロモノは、国際上の履行手続きを受け入れることに関し概して、喜んでと言うことはなかった点である。若し政府が国際裁判 (international adjudication) へ人権に関する彼等の義務の遵守のあらゆる部面の送付を怠り続けようとするならば、それは国際法上の神聖な条約遵守義務を根底から放棄したことになる。「すべての人々に対する人権と基本的自由の具体化」は国連の取り扱いによる、政府の義務として強度な人権の再調査、研究学習、討論指導の定期的繰り返しを通じて、即刻に開始されなければならないのである。<sup>(8)</sup>

- (1) Lee, L. T., *International Law Commission Re-examined*, 59 *American Journal of International Law* 545—6 (1965).
- (2) 世界人権宣言の成文が、一九六六年一月一六日 (国連二一総会) に、A 規定 (経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約) 同 B 規定 (市民的及び政治的権利に関する国際規約) に、更にあらゆる人種差別撤廃条約に組み込まれたことで、この慣習の方向の正しさを物語っている。
- (3) 国際司法裁判所規定三八条一節。
- (4) Carey, J., U. N. *Protection of Civil and Political Rights* (1970).
- (5) *Southwest Africa Cases (Ethiopia v. South Africa, Liberia v. South Africa)*, Second Phase, (1966) I. C. J. 17, 291—92

- (Judge Tanaka's dissenting opinion). In this case, Ethiopia and Liberia sought to establish nondiscrimination as internationally binding on grounds of repeated resolutions and declarations of the General Assembly and other international organs. Without going into the merits of the issue, however, the Court dismissed the case on procedural grounds in that the applicant state failed to establish a "legal right or interest" in the subject-matter. Judge Tanaka dissented from the Court's holding on "legal right or interest" and proceeded to consider the question of whether "resolutions and declarations of international organs can be recognized as a factor in the custom - generating process."
- (6) partan, The Legal Capacity of the United Nations System in the Field of Population 28 (1972).
- (7) Stavropoulos, the United Nations and the Development of International Law (1945-70) U. N. Doc OPI/411 (1970).  
又国際総会議長Dr. Edvard Hambroは傑出した法律家としての彼の意見として一九七〇年一月一〇日、ニューヨークで次のように述べた。

The fact is that the wide and pervasive international acceptance of the Declaration allows us to state that it has become, or at least is becoming, international law.

- (8) partan, Ibid.

### (三) 法の一般原則

一定の付加的権利が**国際裁判の基準**で、**国際法の第三の法源**として、**法の一般原則の推論** (reasoning) や**適用** (application) による明示の権利として暗示されている<sup>(1)</sup>。これらの推論された権利は**国連の慣習発生プロセス**を通し明示の権利として成熟した時に立ち至っている。かくして、家族計画に対する権利は**世界人権宣言**や二つの一九六六年の**経済、社会、文化や市民的及び政治的権利に関する国際条約** (いわゆる人権 A・B 規約) にはハッキリとは包含されていなかったが、然しこれらの権利は両性の平等、プライバシー、良心、仕事、適当な生活水準、健康及び福祉 (肉体的、心理的、環境上の)、教育 (人間個人の満足な発達というものも含めて)、**飢餓からの自由**の権利からも暗示されているところのものである<sup>(2)</sup>。家族計画

への権利は結果的にはテヘラン人権宣言<sup>(3)</sup> (Teheran Proclamation on Human Rights) や国連の社会的進歩と発展の宣言<sup>(4)</sup> (Declaration on Social Progress and Development) に組み込まれることになる。同様に、飢餓からの自由への権利も世界人権宣言には明確には含まれていなかったけれども、後程、経済、社会、文化の諸権利に関する国際条約<sup>(5)</sup>で明瞭に言及されることになった。

前述の議論を集約するに、伝統的国際法は根拠不十分な法理学と同じ位に度を越した窮屈さを保ちつつも着実に人権の方向へ向かってのアプローチを続けているということになる。権利と言うものは、ある条件に遭遇しさえすればそれが自動的に法的権利になり、その *status* になじんだ *implication* を携えるようになることである。

- (1) I. C. J. Stat. Art 38.
- (2) Lee, L. T. The Unique Role of UNESCO in Promoting the Teaching, Study, Dissemination and Wider Appreciation of International Law [Doc. SEM/Law (67) 6, at 15.]
- (3) 会議の決議一八に載っている。タイトルは Human Rights Aspects of Family Planning.
- (4) G. A. Res. 2436 23 U. N. GAOR supplement. 18, at 45, U. N. Doc. A/7388 (1961).
- (5) G. A. Res. 2200, 21 U. N. GAOR Supp. 16, at 49, U. N. Doc. A/6316 (1966).

### 三 人口問題に於ける人権の局面

家族計画は、形式的には、一九六六年十二月一〇日、人権デーに二人のリーダー達によって示された人口宣言に於ける、ひとつの基本的人権であるとして受容されている。

我々は両親の大部分は彼等の家族の計画に対する知識と手段とを持つことを切望しているものと信じていい。その意味

からも子供の数や住居スペースを決定する機会をもつことは一つの基本的人權なのである。<sup>(1)</sup>

翌年、一八を上回る国家がそのリスト<sup>(2)</sup>に参加した。家族計画に対する人權とリンクする基本理論に関し、国連事務総長ウ・タント (U Thant) 氏は

「世界人權宣言は家族を社会の自然にして基本的なユニットとして記述している。家族の大小に関する如何なる選択や決定も取り消しの出来ない程、家族それ自身にかかわっており、家族以外の誰れによってもそれを成すことは出来ない。然しこの両親の自由選択権は両親が家族計画を自由に選択出来ることを知悉するにあらざれば全くの幻想に終わってしまう。その故に、すべての家族が、この分野に於けるサービスのインフォメーションと有効度を利用し得る権利は、一つの基礎的人權として、人間の尊厳には欠くことの出来ぬ要素として考えられる機会を増大しつつあるのである」<sup>(3)</sup>。

国連事務局による「家族計画が基礎的人權を形成する」との原則の承認は一九六八年四月、テヘランに於ける国連人權會議の宣言によってスタートしたことになる。即ち「両親は彼等の子供の数や住居スペースを自由に、且責任をもって決定し得る基礎的人權 (basic human right) を持つて<sup>(4)</sup>」。

決議は更に一致して「すべてのカップル」に対し「この見解で、充分な教育とインフォメーションに関する権利」という用語を追加した<sup>(5)</sup>。

會議手続きの審問で、カップルが「全然子供を持たないことを決定」<sup>(6)</sup>出来ることを確定せんが為、決議の中では「両親」や「家族」の代わりにカップルという用語があらわれることになる。一方、ユーゴスラビアの代表は「良心的な母

性愛<sup>(7)</sup>へ向けての婦人の基本権」を強調した。ベルギーとフランスの代表は「有効なサービス<sup>(8)</sup>」や「産児制限の手段<sup>(9)</sup>」への権利が含まれる「充分なる教育とインフォメーションへの権利」なるものを発表した。然しそれらの発表は一般に他の代表によって支持されなかった。

一九六九年国連社会進歩発展宣言は、まず第一に国連宣言で、「彼等の子供の数や居住スペース<sup>(10)</sup>を自由に責任を以って決定せんが為に、彼等に対し、政府が家族を知識だけでなく、必要な手段で規定することが出来るようにすることを要求することである」としている。

惹起して来た問題は、テヘラン宣言に用いられている言語で、カップルが果たして彼等が欲するだけの多くの子供を持つ（又は持たない）ことを許しているのか、どうかについてである。宣言は特に、家族計画は「自由」にだけでなく「責任」をもってなされなければならないことを規定している。責任を持つ親子関係（parenthood）には集団（collective）権と個人（individual）権とのバランスをとることも含まれている。例えば、子供の権利から社会全体のそれである。「言論の自由」に対する「個人」の権利と同じように「集団」の権利が、平和の時（例えば文書による名誉棄損罪【live】、中傷【defamation】、公安妨害罪【nuisance】、卑猥罪【obscenity】）であれ、又は戦争や有事の際（例えば反逆罪【treason】、動乱煽動罪【sedition】、検閲罪【censorship】）であれ、「集団」の考え方が考慮に入れられなければならないのであり、家族計画の「個人」権が、一定の条件の下に「集団」権と一緒にあって調和されなければならないのである。例としては、ある一つの国の資源が、現実的に、又は潜在的であれ、存在する処では、すべての権益の分野の中で、その人口のサイズの制限が指図される。また「個人」の権利が、「集団」への方法を正確に示す時に関する問題について答えることは何時の時代にも困難なことであり、例えば百年昔、発達し今では優雅なものとなっている言論の自由のケースに於いてすらもである<sup>(11)</sup>。然し乍ら、お互い

の存在を否定しない、これら二つの権利（個人と集団）間の関係を正確に限界づけけることは同じように、明らかにその能力を超えることではある。

- (1) U. N. population Newsletter (April, 1968).
- (2) 三〇の国家とち。
- Australia, Barbados, Colombia, the Dominican Republic, Finland, Ghana, India, Indonesia, Iran, Japan, Jordan, Republic of Korea, Malaysia, Morocco, Nepal, Netherlands, New Zealand, Norway, Pakistan, the Philippines, Singapore, Sweden, Thailand, Trinidad and Tobago, United Arab Republic, United Kingdom, United States and Yugoslavia.
- (3) U. N. population Newsletter, Ibid.
- (4) テヘラン人権宣言一六節。
- (5) 付加言語は決議一八にみえてゐる。
- (6) 23 U. N. GAOR, U. N. Doc. A/CONF.32/C.2/SR.5 (1968).
- (7) Ibid. Doc. A/CONF.32/C.2/SR12 (1968).
- (8) Ibid.
- (9) Ibid.
- (10) 二二条b。宣言は総会で一一九の賛成、反対ゼロ、棄権二で採択された。
- (11) New York Times Co. v. U.S., 403 U.S., 713 (1971).

#### 四 人口問題と国際法の対応

この章で権利と義務を貨幣の裏表の関係で取り上げてみる。とにかく家族計画の実施を妨げるところの諸活動からの関係を絶つだけでなく、積極的にこれらの権利の具体化の為に必要な手段をとることも必要である。家族計画が効果的であるための環境の整備も避けて通れぬところ。家族計画の実現の為に二つの幅の広い分野の行動も必要とする。即ち人権

と人口に関する憲章の創設と、家族計画を核とする幅の広い研究と法の改革である。

(二) 人権及び人口憲章

テヘラン宣言と社会進歩・発展宣言は家族計画権の実施に伴う一定の最低限の条件を規定している。尚、外の条件としては、カップルが子供の数や居住スペースを「自由にして且つ責任を以って決定することが必要である」として提示されている。その方向に沿い家族計画が幻想無しに進められるとしての、いろいろな条件を選び出してみる。

- 一 家族計画に関する十分な教育とインフォメーションへの権利
- 二 家族計画実施の手段に参加する権利
- 三 男女同権の権利
- 四 嫡出、非嫡出を問わず、法の下に同等の身分 (status) と生父母から充分なるサポートを受ける子供の権利
- 五 就業権
- 六 健康と老齢保障を含め、充分なる社会保障システムの下にある権利
- 七 飢餓からの自由権
- 八 充分な生活水準保持の権利
- 九 環境汚染からの自由権
- 一〇 居住移転の自由権
- 一一 プライバシーの権利
- 一二 良心の自由権
- 一三 国家宗教やドグマにもとづく法律からの分離権



四 上述の権利にしたがわせる為の社会的、経済的、法律的なものの改革の権利

ただ、以上の権利の一つ一つの達成には一定の前提条件の実現を必要とする。例えば第一の権利は、共通の用語や強制的な教育を必要条件として予想し、そうすることによって、学校に於ける性や家族計画の指針の許可や、権利としての要求をするのと同じように、この最終目標に向けての教育法の修正をする必要があるであろう。卑猥罪に対する現行法は、もし彼等が家族計画の事物の出版、ラジオ放送、テレビ、郵送を禁止するなら変更される必要がある、マス・コミュニケーション媒体自体の公的な規制は家族計画のインフォメーションを普及させる為に彼等が制約を決定するとの考え方でもって再検討されるべきである。

また充分な教育に対し、個人の権利が、顕在的なもの、潜在的なものも含め、特に天然資源の涸渇に直面した時に、集団への供給とどのようにハーモナイズ出来るかと言う点も研究されるべきである。また、どうも一定の給付の授与が、家族や子供への定期的褒美金 (allowances) と同じように、一方で、現実の必要性と豊富さを一層増さしめるボーナスという問題の衝突を起さしめているのではないかとの点である。反対に、一定の給付の引き上げが、純潔な (innocent) 必要性のあるものに対してのペナルティーを形づくらないにしても、一方で人口政策の目的を助長し、そうすることによって彼等の基本的人権と衝突しないかの問題である。如何なるコントロールが、他の法律による目的で、これらの存在する矛盾から現行法の効果を殺がし得る為に確立され得るかであり、不充分で一致しそうなない行政自身の判断の履行にどうして待ったをかけられるかである。人権という媒介を通し国内法と国際法の間関係を、家族計画権を含め、どうすべきかである。

これらの現実への施行はとりわけ一国だけと言わず、すべての国の行政機関にまたがっているだけにその履行は相当厄介なものともいえそう。今までの慈善バラ撒き立法や政策は、避妊薬の最終使用問題をも含めここでいま一度再考され

る必要がある。

とにかく、リストしてみた一四の権利は、**人権と人口憲章** (Charter on Human Rights and Population) の目的を要約したものに過ぎず**人口問題と法** (Population and Law) のシンポジウムで取り上げられたもの。スポンサーはUNESCO、WHO、ILO、FAO、UNICEFという各専門機関又はそれに準じるもの。更に人権委員会 (Commission on Human Rights)、**婦人の地位委員会と人口委員会** (Commission on the Status of Women and the Population Commission)。その草案はすでに一九七四年世界人口会議に送付され、後程、国連総会での勧告的意見となっているもの。然し国連の履行の政府へのガイダンスと迄は至っていない。

- (1) テヘラン人権宣言決議一八 (一九六六)
- (2) 国連社会進歩発達宣言二二条b
- (3) Universal Declaration of Human Rights art. 2; International covenant on Civil and Political Rights art. 3; International Covenant on Economic, social and cultural Rights art. 3; and Declaration on the Elimination of discrimination Against Women arts. 1, 4, 6, 9 and 10.
- (4) 子供の権利宣言の原則、一、四、六、九、一〇
- (5) 国連人権A規約六条
- (6) Ibid九条
- (7) Ibid一一条二
- (8) Ibid一一条一
- (9) Ibid 12(2)(b)
- (10) 国連人権B規約十二条
- (11) Ibid一七条
- (12) Ibid一八条一

- (13) *Ibid* 一八条、二六条
- (14) この権利は論理的には人権が、人権と一致するに必要な改革を行わんが為に政府の一部門に法的権利を必要とする為、事実上の法的権利を持っているのだとする事実を根拠としているもの。
- (15) *New York Times* と *Boston Globe* の前述の記事による。
- (16) フランスに於ける避妊薬の販売の法的規制の効果が一九六七年に明らかにされている。ニューヨーク *タイムズ* も一九七〇年一月二〇日号で避妊法施行後の実態を明らかにしている。両国とも避妊について両親に相談するケースは殆どないとの事。
- (17) 中国でいつの間にか明らかになって来ている。
- (a) *Guides for Increasing the Supply and Reducing the Prices of Contraceptives*, adopted by the Ministry of Commerce, the Ministry of Health and the Chinese National Association of Marketing Cooperatives, CHUNG-HUA JEN-MIN KUNG-HO-KUO KUO-WUYUAN KUNG PAO [PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA, STATE COUNCIL BULLETIN], Mar. 23, 1957, at 259-62;(b) Notice by the Ministry of Finance concerning Exemption from Commodity and Business Taxes on the Manufacture and Importation of Contraceptive Devices and Chemicals, *Id.*, Apr. 2, 1957, at 308 ; and (c) Notice Issued by the Ministry of Health Stressing the Protection of Women and Youth Engaged in Rural Labor, the Intensification of the Campaign for Women's and Infants' Hygiene, and the Improvement of Health Service in the Nursery System, *Id.*, Apr. 2, 1957, at 313-15.
- (18) これらシンポジウムは一九七四年 IPPF と国連の後援で Fletcher School of Law and Diplomacy で開催された。

## (二) 法律と人口プロジェクト

これらに関する法律とその計画には世界的規模にたつ資金を必要とするが現在二つの機構、UNFPA (U. N. Fund for Population Activities) と IPPF (International Planned Parenthood Federation) がある。

## 目的

人口問題に於ける人権の局面と国際法の対応 (大西)

人口及び家族計画に関する法の関係であり緊迫している人口及び家族計画の現行のプログラムの社会的、経済的、政治的、宗教的、心理的、イデオロギー的、医薬学的、人口統計学的、文化的局面に対する新しい次元を加えることを模索するものである。それは、例え現国家から新国家へ、更に主対象によって正当な衝撃迄に变革するものであっても、法は本来人間の行為にもとづく衝撃を持つものだとの前提にたっている。尚その上に法は一方で屢々現代の社会のノルムやそれ以上のものを反映させており、その潜在力も社会変化の触媒として低評価されるべきではないとしている。

また最近の三つの出来事が、法のアプローチへ力を貸すことになる。第一が、一九六七年、三七の国家元首による宣言であり、家族計画は一個の基本的人權であると唱っている。第二が、一九六八年のテヘランに於ける国連人權會議で万場一致で採用された決議であり、家族計画にはインフォメーションと指導をもその中に含め、一個の人權であるとしており、更に第三に、国連総会による宣言（一九七四）は、その年の秋に開催された世界人口會議を一九七四世界人口年としようとしたことである。

また「人權」は法的なものを課すのであり、ただ単に道徳的なものであり得る筈がなく、ましてや国家の上に責任をかぶせるものではない。そこには、権利の履行で衝突する法や政策が修正され、廃止され、場合によっては新法や政策が、この権利とどう適用させられるか、それが先に延ばされるかであり、それらを勘案して各加盟当事国に法的義務が存在することになる。

然し乍ら、通常的な承認事項として、家族計画は基礎的人權であるとし、時として、現行法をしてその承認のラインにまで持ち込み、組織的な法改革に従わせることがよくあるのである。輸入、製造、広告、避妊薬の輸送等の邪魔だてによる制限は今も尚続いている。教育法は、学校で今も尚多くの国で、ダイナミックな人口問題、家族計画、人間再生計画の教育を禁じている。公共健康機関は、産児制限相談やその医療の要請に一切応えようとはしない。社会福祉や所得税シス

テムは大家族にのみ迎合しているのが現状。

また**法改革**は人口や家族計画に関連する直接（あるいは屢々間接の）に、現行法の位置づけ、規制、衡平法裁判所の判決（*decrees*）、慣習法の充分なる知識なしには不可能である。ここでは現行法でも一定の法は、事実として強制出来、従わせられるのどうか、更に慣習法は全くの死文化しているものとしていいのかどうかを知ること重要である。ただ事実をつみ上げ、その統一された事実をつみかさねることはヘッドラインのヴァライアティの差異があまりにも多い故に至難の業となる。法とその規制に加え一定の分野に於ける法と規制の欠如も、明瞭である。

それらの点を勘案しつつも、**国連憲章**一一章、**非自治地域に関する宣言**（*Declaration regarding Non-self-governing Territories*）や**世界人権規約**A・Bの示す**バラ撤き政策**を念頭におきながら、その法的対応をまとめてみた。

#### 一 家族計画と直接関連する法

避妊薬（分配、使用、買売、広告、広報）

不妊

サービスの確立及び禁止

#### 二 刑事コード

卑猥罪（*obscenity*）

中絶（*abortion*）（許されるか、夫の同意が得られるか、どのような根拠で許されるか、誰が行うか、どこで）

#### 三 家族及び個人の身分法

最低結婚年齢

離婚と再婚

人口問題に於ける人権の局面と国際法の対応（大西）

一夫多妻

養子

人口受精

自発的又は非自発的不妊 (sterilization) (配偶者の同意の獲得)  
相続

拡大化家族 (慣習法又は種族【tribal law】法)

#### 四 社会福祉

家族や子供への定期的褒美金 (allowances)

出産休暇 (maternity leave) と給付金

子供や女性の労働

高齢者保障

家屋 (公的家屋としての資格に値するものも含めて)

#### 五 教育

義務教育 (何歳までに及ぶか)

婦人のための教育

性教育と人口教育 (禁止されるか、援助されるべきか)

医学的及び準医学的教育 (助産婦【mid-wife】教育も含めて)

#### 六 公衆衛生と医療

家族計画サービス機能を備える準医療者の認定も含めて実地医療の規制、医の倫理、不当な治療（医師の）（malpractice）の責任

薬剤師、診療所及び病院の免許

病院及び診療所の宗教的コントロール

薬剤や医療品供給の質のコントロール（新しい、且つ効果的な技術の禁止の許可をするため屢々用いられる）

未成年（家族計画サービスの為、同意を要する年齢）

## 七 商業的コードと慣習

一定の医療品の供給や文章の輸入の禁止

一定のルート、又は本命的一定のルートからの輸入の効果的封鎖

## 八 税

所得税免除

大家族優遇の税規定

## 九 土地保有条件

一〇 国際的移住及び移動<sup>(1)</sup>をあげることが出来る。

(1) Odunrin, *Population Migration Problems in Nigeria*, THE POPULATION CRISIS : POLICY IMPLICATIONS AND THE ROLE OF LAW 167 (Proceedings, Regional Meeting of American Society of International Law at the University of Virginia, Mar. 12, 13, 1971).

人口問題に於ける人権の局面と国際法の対応（大西）

## (三) 一九八四メキシコ・世界人口行動計画実施勧告と今後のあり方

とにかく一九七四年国連によってその年を「世界人口年」<sup>(1)</sup>と定めたことは上述の通りであるが(於ブカレスト)、国連主催としては第一回が一九五四年(於ローマ)、第二回が一九六五年(於ベオグラード)である。第一回、第二回は、学者を中心とするものであったが、第三回ブカレスト会議は一三六カ国の各国政府代表が集まった政府間会議であり、その法的性格として、優に国連憲章五七条に規定する**専門機関**に値するものであったと言えよう。ここで初めて「世界人口行動計画」が採択され、人口問題を経済社会開発の一環としてとらえ、国家や個人の権利を保持しつつ国際間で人口政策を推進して行くというものであった。

この目的と原則は一九八一年の経済社会理事会でも人口委員会の勧告をうけ、現在でも有効であり、一九八四年の会議はその原則内で行われるべきことを申し合わせている。

一九八二年七月、**経社理は国際人口会議**をメキシコで開催することを決定している。

一九八三年にメキシコ国際人口会議準備委員会はその取り扱われるテーマを四つに搾り 一 **出生と家族**(ニューデリー、一月五日～一日) 二 **人口移動と開発**(ハマメ、三月二日～二五日) 三 **人口・資源・環境・開発**(ジュネーブ、四月二五日～二九日) 四 **死亡と保健政策**(ローマ、五月三〇日～六月三日)とした。これで人口政策の目標がかなり具体化してきたことを意味しよう。メキシコ国際人口会議(Mexico International Conference on Population)は一九八四年八月六日より一四日迄、一四八カ国(国際統治下のナミビアを加えれば一四九カ国)が参加し、国連主催によりメキシコ市で行われた。ここで出された「世界人口行動計画を継続実施するための勧告」はこの問題の核心にふれているので抄訳をかかげる。

それは、この中に近未来の今後のあり方を少なからず示しているという考えにもとづく。(尚、原文及び訳は筆者も参加する厚生省大臣官房編の公訳を用いた。)



1 一九七四年の「国際世界人口会議」以来、「世界人口行動計画<sup>(2)</sup>」は人口分野における各国政府、国際機関、非政府機関(UGO)の行動の指針として役立ってきた。ブカレストにおける合意によって国際協力が一層容易となり、人口問題が前面に大きく登場するようになった。行動計画の原則と目的は引き続き適正であることが示され、再確認された。

2 しかしながら、世界の人口学的、社会的、経済的、政治的状况は大きく変わった。多くの開発途上国では一九七四年以降、人口学的狀況が改善された。出生率、罹病率、乳児死亡率が低下し、平均寿命が延びた。社会的狀況にも改善がみられている。多くの途上国では就学率と識字率が上昇し、保健サービスが強化された。開発途上国全体としてみると、一人当たりのカロリー供給量が増加した。ただし、アフリカのような一部の国では、一人当たりのカロリー供給量は改善されていない。他方、経済の動向はあまり明るいものではなかった。一九七四年以降の一〇年間に一人当たり国民所得の成長率は、それ以前の一〇年間と比べて低下したが、この期間に一部の途上国で一人当たりの所得が若干上昇したこともやはり事実である。しかし、過去一〇年間の後半に、多くの途上国では一人当たりの国民所得がごく僅かしか、あるいは全く増加しなかったし、また他の多くの国々では一人当たりの所得が実質的に減少さえしている。このため、この期間に多くの先進国と大多数の開発途上国の間の一入当たりの所得の格差はさらに拡大した。さらに、「世界人口行動計画」の目標の一部は達成されつつあるとしても、その他の目標は達成されていない。人口に関する今までの知識不足は解消されたが、今度は国際社会が対処すべき新たな問題が生じた。従って、ブカレストで予想された通り、「行動計画」の目標と勧告の一部はいまや修正、補足、改良を必要としている。国際社会は「世界人口行動計画」の目標達成についてかなりの前進を示したが、これらの目標——それは一九八四年八月のメキシコ人口会議で見直され、いくらかは改正されたけれども——達成のための努力を継続し、さらに高める必要性がまだ大いに残されている。

3 「世界人口行動計画」の中で提起された主要な問題に関して、過去一〇年間に以下のような注目すべき変化がみられた。

(a) 一九七四年以来、世界人口の増加率はわずかに低下したが、その間に世界人口は七億七千万人も増加した。そして、この増加の九〇パーセントは開発途上国におけるものであった。また、毎年の世界人口増加数はさらに大きくなりつつある。さらに、アフリカ、ラテンアメリカ、アジアの多くの国々においては、人口増加率が上昇したが、これは死亡率低下に出生率低下が伴わなかったためである。

(b) 世界全体としてみると、事実上すべての国々において死亡率が低下した。しかし、「行動計画」の当初の目標はまだ達成されていない。他方、プライマリ・ヘルスケアという形の新しいアプローチが広く採用された。

(c) 世界全体の出生率はかなり低下したが、人口増加率の場合と同様、一部の地域における変化は他の地域のそれよりかなり大きい。世界人口の約四分の一を占める一部の国や国内の地域では、出生率の低下は全く見られなかった。出生率の変化は経済社会開発の前進、女性の地位の継続的向上、一部の地域における家族構造の変化、そして家族計画サービスが容易に得られるかどうかに関連して生じている。

(d) 女性の地位の向上は、「世界人口行動計画」によって、また「国連婦人の一〇年」の後援で作られた行動計画・行動プログラムによって促進された。しかし、男女間の不平等が存続していることは、女性の間で貧困、失業、文盲が多いこと、女性の職業分野が限られていること、そして女性が分担する家庭における責任が不当に大きいことによっても明らかである。他方、すべての活動分野への女性による積極的な参加がない限り、経済社会開発が充分進展されないままに終わってしまうことが次第に認識されるようになった。

(e) 家族計画の利用と知識の普及に関しては、それが母子保健や個人と夫婦の人権に寄与するものとして、あるいは

更に人口対策上の措置として、以前よりもはるかに多くの国々の政府が認め、支援するようになってきている。しかし、開発途上国に関する「世界出産力調査」のデータによれば、現在結婚中で子供を産める年齢にあり、しかも子供をこれ以上望まない女性のうち、平均して半数以上が避妊を実行していないとのことである。

(f) 人口動向の結果として、人口構造が変化した。特に、人口高齢化と世帯・家族の構造・構成の変化が続いている。

(g) 世界の大半の地域では、都市人口が総人口よりもずっと急速に増加し続けている。しかし、先進諸国の一部では都市人口の地方分散の傾向が見られる。都市人口の急増加は、大部分の政府、特に都市の失業率が非常に高い途上国の政府にとって、ますます大きな政策的課題となっている。一部の国々では農村人口の増加が高率のまま続いているため、農村開発が困難になっている。

(h) 特に人口と経済開発に関して諸国間の格差が存続し、移民受け入れ国の中にも受け入れの必要性を感じている国があるため、国際人口移動がさらに増加する可能性が強まっている。移民労働者は受け入れ国の経済開発に寄与する。しかし、国際人口移動の流れの方向、大きさ、形態が一部の国々で問題になっている。

(i) 世界のいくつかの地域で難民の流れが増大しており、ますます大きな問題となっている。

(j) 強制的移動に関する問題も増大した。

(k) 一九七四―一九八四年における開発途上国の全体的経済社会開発と、人口動向に対処するための効果的な措置の実施は、途上国の経済に対する深刻な国際経済不況の影響によって大きく妨げられた。途上国の大半では人口増加と国民の欲求の高まりによって、輸入、特に食糧の輸入が輸出と比べて増加した。さらに、各国における内外からの十分な資金が不足したため、既存の人口プログラムが大きな影響を受けた。

(l) 多くの国々においては、人口が急増加を続け、土壌侵食、砂漠化、森林破壊といった環境・資源問題が悪化し、

食糧・農業生産に悪影響を与えている。多くの国々において、これらの問題に効果的に対処するための方策はようやくその緒についたにすぎない。しかしながら、社会経済的要因とともに、天然資源と環境の質の問題を考慮に入れる必要があるという認識は高まりつつある。

(m) 一九七四年以降、明るい事態の進展もいくつかあった。「緑の革命」をはじめとする新しい農業技術の開発によって、人口増加による食糧の需要増加に対してより良く対応できるようになった。分子生物学の進歩によって出生率と死亡率に影響を与えられる可能性が出てきたし、通信衛生の発達によって人口問題と直接関係する教育も含む大衆教育を大きく前進させる可能性も出てきた。他方、このような技術進歩の経済的、社会的影響は深刻な倫理に関する問題を提起し、社会の将来に対して根本的な影響を与える可能性がある。

4 社会的、経済的、文化的開発の主要目標は人口に関する目標と政策をその不可欠の要素としているが、それが人々の生活水準と生活の質の向上のためであることを、「世界人口行動計画」の原則と目的は確認している。この目標を達成するためには、人口分野における行動があらゆる社会経済分野のそれと調整されなければならない。すなわち、人口動向は経済社会開発の動向と調整されねばならない。このような調整を促進するためには、「世界人口行動計画」を、経済開発、生活の質、人権、および基本的自由を増進するための国際的戦略システムの重要構成要素にすべきである。

5 「世界人口行動計画」は、人口問題の考察を人口動向の分析だけに限定することはできないことを認識している。というのは、人口要因は、開発に対して影響を与えると共に、開発による影響を受けるからである。途上国における現在の人口状況は、特に経済社会開発の不均等な進行に関連しており、それがさらに国際関係における不平等と生活水準における格差によって増幅されている。

6 人口問題の効果的な解決の基礎は何といっても経済的、社会的変革であるため、人口政策は経済社会開発政策の代

替策としてではなく、常にその構成要素として考慮されねばならない。しかし、経済社会開発が緩慢であるか、欠如している場合でも、家族計画プログラムは出生率に影響を与える可能性がある。

7 女性を社会開発に統合（インテグレート）することの重要性は、多くの政府によって認識されているが、一九七四年の「世界人口会議」で採択され、一九七五年の「国際婦人年世界会議」と一九八〇年の「国連婦人の一〇年世界会議」で詳細に述べられた勧告のなかには、現在のところまだ実施されていないものが多い。「世界人口の行動計画」は、それ以外の重要な国際的な宣言や行動計画と同様、男性と平等な条件で女性を社会に統合し、女性に対するあらゆる形の差別を撤廃することの緊急性を強調した。また、社会生活に完全な形で参加する自由を女性に与えるためには、男性が家族計画や育児をはじめとする家庭生活のすべての領域において、女性と責任を分かち合うことが必要である。これらの目的の達成は、人口政策に関する目標を含めた開発目標の達成にとって必要不可欠である。

8 開発目標を達成するためには、各国が人口に関する目標と政策を策定するにあたって、環境の面からみて長期的に継続可能で、しかも生態学的均衡を保持できるような経済開発促進を考慮する必要がある。

9 国際的な相互依存関係がますます強まっているため、人口、資源、環境、開発に対して各国の戦略と国際的な戦略を統合し、均衡のとれたアプローチを行う必要がある。すなわち、開発途上国が経済的、社会的変革を通じて、生活水準と生活の質を大幅に向上できるように保証する必要がある。

10 一九七四年の「世界人口会議」から一〇年が経過し、第二回目の一〇年間に入るにあたって、国際社会にとって主要な問題は以下のとおりである。

- (a) 経済成長を促進することによって貧困を減少させ、雇用を拡大し、労働権を保証すると言う課題。これには富の公正な分配のための措置が含まれる。

- (b) 女性の地位を向上させ、役割の拡大と進展を促進する必要性の存続。
- (c) 毎年の人口増加数。これは今後一〇年間にさらに増大すると予想される。
- (d) 人口増加率。これは開発途上国では引き続き高い水準に留まり、多くの途上国では今後さらに上昇する可能性さえある。
- (e) 人口構造の変化、特に人口高齢化、世帯・家族の構造・構成の変化、経済成長が順調でない一部の途上国における生産年齢人口の増加。
- (f) 高い乳児死亡率と妊産婦死亡率、そして地域間、諸国間、社会集団間、男女間における大きな死亡率格差の存在。
- (g) 一部の国における、政府と国民が望むよりもかなり高い、あるいはかなり低い出生率の存続。
- (h) 多くの国々において家族計画に対する需要が満たされていないこと。これは特別の対処がなされない限り、今後一〇年間に再生産年齢の夫婦数が非常に増加するため、さらに増大するであろう。
- (i) 人口変動率と資源、環境、開発における変動率との間の不均衡。
- (j) 開発途上国における高い国内人口移動率の存続、新しい移動形態の出現、急激な都市化、および大都市への人口集中。これらの現象は開発に悪影響を及ぼしている。
- (k) 国際人口移動の規模と多様性、送り出し国と受け入れ国に対する影響、およびこの点に関する送り出し国と受け入れ国との間の協力の必要性。
- (l) 増加する難民に関するすべての問題に対して解決策を見つめる必要性。
- (m) 食糧、飲料水、住宅、ヘルスケア、教育といった人間の潜在的能力を発揮させるために必要な資源と設備に十分に恵まれない人々の増加。

(n) 農業技術と遺伝子工学における進歩の影響。これはわれわれの社会の性格を根本的に考える可能性がある。

(o) 開発途上国における相対的に高い若年人口の比率、およびこれに付随する問題と影響。これは特別の対処がなされない限り、今後何十年にもわたって人口が増加することを保証する。

(p) データの収集、分析、利用に関する開発途上国の能力の強化の必要性と、人口分野において十分な訓練を受けた人材の養成の必要性。

(q) 「行動計画」を実施するための各国の援助と国際的な援助を増加させる必要性、特に開発途上国の政策努力を援助するために十分な多国間資金援助の必要性。

11 「世界人口行動計画」とそれを継続するための以下の勧告は、これら以外の国際的な戦略と計画の枠組の中で考慮されなければならない。というのは、「行動計画」と以下の勧告が、「国際憲章」、「世界人権宣言」（総会決議二一七A〔III〕）、「国際人権規約」（総会決議二二〇〇A〔XXI〕付録）、「社会進歩と開発に関する宣言」（総会決議二五四二〔XXIV〕）、「新国際経済秩序樹立に関する宣言および行動プログラム」（総会決議三三〇一〔SM〕と三三〇二〔SM〕）、「国家の経済的権利・義務の憲章」（総会決議三三八一〔XXIX〕）、「第三次国連開発の一〇年のための国際開発戦略」（総会決議三五／五六付録）、および「一九八〇年代を第二次軍縮の一〇年とするための宣言に関する総会決議三四／七五と三五／四六」の原則と目的を再確認しているからである。さらに、国際会議の結果である以下の宣言や行動計画等の内容は、「世界人口行動計画」の目的と関連しているため、充分考慮されなければならない。

(a) 「国連児童権利宣言」（一九五九<sup>3</sup>年）。

(b) 「国連人間環境会議の宣言」と「人間環境のための行動計画」（ストックホルム、一九七二<sup>4</sup>年）および「国連環境プログラム理事会により特別会議において採択された決議I」（ナイロビ、一九八二<sup>5</sup>年）。

人口問題に於ける人権の局面と国際法の対応（大西）

- (c) 「飢餓と栄養不良の根絶に関する世界宣言」(ローマ、一九七四年<sup>(6)</sup>)。
- (d) 「国際婦人年の目的を実施するための世界行動計画」(メキシコ・シテイ、一九七五年<sup>(7)</sup>) および「国連婦人の一〇年 後半のための行動プログラム」(コペンハーゲン、一九八〇年<sup>(8)</sup>)。
- (e) 「産業の開発と協力に関するリマ宣言と行動計画」(リマ、一九七五年<sup>(9)</sup>)。
- (f) 「雇用、所得分配、社会進歩および国際分業に関する世界三者会議によって採択された原則の宣言と行動プログラム」(ジュネーブ、一九七六年<sup>(10)</sup>)。
- (g) 「人間居住に関するバンクーバー宣言、一九七六年<sup>(11)</sup>」。
- (h) 「砂漠化と戦うための行動計画」(ナイロビ、一九七七年<sup>(12)</sup>)。
- (i) 「国連水資源会議によって採択されたマルデルプラタ行動計画」(マルデルプラタ、一九七七年<sup>(13)</sup>)。
- (j) 「プライマリ・ヘルスケアに関する国際会議によって採択されたアルマアタ宣言」(アルマアタ、一九七六年<sup>(14)</sup>)。
- (k) 「人種差別主義・人種差別」と戦うための行動プログラム(ジュネーブ、一九七八年<sup>(15)</sup>)、「人種差別主義・人種差別と戦う行動のための一〇年後半において行われるべき活動プログラム」<sup>(16)</sup> および「人種差別主義・人種差別と戦うための第二回世界会議<sup>(17)</sup>によって採択された行動プログラム」(ジュネーブ、一九八三年<sup>(18)</sup>)。
- (l) 「開発途上国間における技術協力の促進と実施のためのブエノスアイレス行動計画」(ブエノスアイレス、一九七八年<sup>(19)</sup>)。
- (m) 「農地改革と農村開発に関する世界会議の原則の宣言と行動のプログラム」(ローマ、一九七九年<sup>(20)</sup>)。
- (n) 「開発のための科学技術に関するウィーンプログラム」(一九七九年<sup>(21)</sup>)。



(o) 「世界保健会議によって一九八一年五月二二日の決議WHA三四、三六の中で採択され、国連総会によって一九八一年一月一九日の決議三六／四三の中で確認された。二〇〇〇年までにすべての人々を健康にするための世界戦略」<sup>(22)</sup>。

(p) 「新しい再生可能なエネルギー源の開発と利用のためのナイロビ行動プログラム」(ナイロビ、一九八一年)<sup>(23)</sup>。  
(q) 「もっとも開発が遅れた国々の一九八一年代のための実質的な新行動プログラム」(パリ、一九八一年)<sup>(24)</sup>。  
(r) 「高齢化に関する国際行動計画」(ウィーン、一九八二年)<sup>(25)</sup>。(以下省略)

- (1) 26 U. N. ECOSOC, U. N. Doc. E/CN.9/245 (1971).  
(2) Report of the United Nations World Population Conference. 1974, Bucharest, 19—30 August 1974 (United Nations publication, Sales No. E. 75. XIII. 3), chap. 1).  
(3) General Assembly resolution 1386 (XIV).  
Report of the United Nations Conference on the Human Environment, Stockholm, 5—16 June 1972, (United Nations publication, Sales No. E. 73. II. A. 14 and corrigendum), chaps. I and II.  
(4) Official Records of the General Assembly, Thirty-seventh Session, Supplement No. 25 (A/37/25), part one, annex 1.  
(5) Report of the World Food Conference, Rome, 5—16 November 1974 (United Nations publication, Sales No. E. 75. II. A. 3), chap. I.  
(6) Report of the World Conference of the International Women's Year, Mexico City, 19 June—2 July 1975 (United Nations publication, Sales No. E. 76. IV. 1), chap. II, sect. A.  
(7) Report of the World Conference of the United Nations Decade for Women: Equality, Development and Peace, Copenhagen, 14—30 July 1980 (United Nations publication, sales No. E. 80. IV. 3 and corrigendum), chap. I, sect. A.

人口問題に於ける人権の局面と国際法の対応(大西)

- (8) A/10112, chap. IV.
- (9) Meeting Basic Needs: Strategies for Eradicating Mass Poverty and Unemployment (Geneva, International Labour Office, 1977).
- (10) Report of Habitat: United Nations Conference on Human Settlements, Vancouver, 31 May—11 June 1976 (United Nations publication, Sales No. E. 76. IV. 7 and corrigendum), chap. I.
- (11) Report of the United Nations Conference on Desertification, Nairobi, 29 August—9 September 1977 (A/CONF. 74/36, chap. I.)
- (12) Report of the United Nations Water Conference, Mar del Plata, 14—25 March 1977 (United Nations publication, Sales No. E. 77. II. A. 12), chap. I.
- (13) Primary Health Care: Report of the International Conference on Primary Health Care, Alma-Ata, USSR, 6—12 September 1978 (Geneva, World Health Organization, 1978).
- (14) Report of the World Conference to Combat Racism and Racial Discrimination, Geneva, 14—25 August 1978 (United Nations publication, Sales No. E. 19. XIV. 2), chap. II.
- (15) General Assembly resolution 34/24, annex.
- (16) Report of the Second World Conference to Combat Racism and Racial Discrimination, Geneva, 1—12 August 1983 (United Nations publication, Sales No. E. 83. XIV. 4 and corrigendum), chap. II.
- (17) Report of the United Nations Conference on Technical Co-operation among Developing Countries, Buenos Aires, 30 August—12 September 1978 (United Nations publication, Sales No. E. 78. II. A. 11 and corrigendum), chap. I.
- (18) Report of the World Conference on Agrarian Reform and Rural Development, Rome, 12—20 July 1979 (WCARRD/REF)(Rome, Food and Agriculture Organization of the United Nations, 1979), part one.
- (19) Report of the United Nations Conference on Science and Technology for Development, Vienna, 20—31 August 1979 (United Nations publication, Sales No. E. 79. I. 21 and corrigenda), chap. VI.
- (20) Global Strategy for Health for All by the Year 2000, "Health for All" Series, No. 3 and corrigenda (Geneva, World Health Organization, 1981).

- (21) Report of the United Nations Conference on New and Renewable Sources of Energy, Nairobi, 10—21 August 1981 (United Nations publication, Sales No. E. 81. I. 24), chap. I, sect. A.
- (22) Report of the United Nations Conference on the Least Developed Countries, Paris, 1—14 September 1981 (United Nations publication, Sales No. E. 82. I. 8), part one, sect. A.
- (23) Report of the World Assembly on Aging, Vienna, 26 July—6 August 1982 (United Nations publication, Sales No. E. 82. I. 16), chap. VI, sect. A.
- (24) General Assembly resolution 217 A (III).
- (25) General Assembly resolution 2200 A (XXI), annex.

## 五 五 五 五 五

何れにしても、現代までのグロチウス国際法は国家を基盤として、国家の基本権の画定をはかり、国家間の関係を規律することをその本旨として来た。宗教改革（戦争）時代はOKUPATIOとは、教会がその地に設置されることであり、コルベールの重商主義時代は海を超えてその地に capitulatio（領事支配）を行うことに外ならなかった。ルイ十四世の「朕は国家なり」の時代はそこに軍事司令官を置き、軍事力で点と点をおさめることである。ところが二一世紀とは、ボーダレスの時代であり、多国籍企業の跳梁する社会を意味し、日本の日立が、出てゆく時は外為法で、マッサチュウセツツへ入る時はその州の外資法に則り、その地での存在を始める時、日本はそこをOKUPATIOしたことになるのである。こと程さようにOKUPATIOの概念も変質してしまった。

このような時代になると、いくら憲章一章、非自治地域に関する憲章で、南北理論をタテ糸とし、人権問題をヨコ糸として低開発国を援助して行っても、受ける側からする人口の激増は、如何ともし難く、やがて地球を破滅に追い込んで

ゆくのではないかということになった。

ここでは、グロチウス国際法の示す国家を単位とするそのコントロールが図られなければ、いかに多国籍企業化時代の到来とは言え、世界の平和と安全を基調とする国際社会の基礎を真底からなくしてしまうこと必至である。

その意味で一九八四年のメキシコ宣言、「世界人口行動計画」はその対策としては画期的なものだったと言えるのではなからうか。その「行動の為の勧告」として、A 経済社会開発と人口、B 女性の役割と地位、C 人口政策の発展、D 人口に関する目標と政策、E 知識の向上と政策 があげられ、また「実施のための勧告」として、A 各国政府の役割、B 国際協力の役割、C モニタリングによるレビューと評価 が指示された。勧告数も八八にのぼっている。

国際法としてもここに来て伝統的概念による人権や南北理論の再検討と、その行動計画の見直しを迫られているといえよう。